

新宿区地域防災計画（令和５年度修正）（原案）からの主な変更点

※新宿区地域防災計画（令和５年度修正）（原案）からパブリック・コメント意見等を踏まえて修正しています。主な変更点は以下の赤字のとおりです。なお、軽微な変更や文言整理などは除いています。

No.	変更理由	項目	ページ	計画面案（変更後）	原案（変更前）																																																																					
1	パブリック・コメント意見 想定地震の発生確率の記載がないことについて意見があったため修正	第1編 総則	P10	【都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による地震動（震度別面積率）】 （東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」 （令和4年5月）） <table><tr><th colspan="2">想定地震</th><th>区分</th><th>5強以下</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr><tr><td rowspan="2">都心南部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>東京都</td><td>41.7%</td><td>34.9%</td><td>22.6%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>新宿区</td><td>0.0%</td><td>93.0%</td><td>7.0%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td rowspan="2">多摩東部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>東京都</td><td>22.9%</td><td>48.2%</td><td>28.8%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>新宿区</td><td>0.0%</td><td>94.7%</td><td>5.3%</td><td>0.0%</td></tr></table> 【想定地震と30年以内の発生確率】 <table><tr><th colspan="2">想定地震</th><th>30年以内の発生確率</th></tr><tr><td>都心南部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td rowspan="2">70%（※）</td></tr><tr><td>多摩東部直下地震</td></tr></table> ※内閣府[2013]によると、フィリピン海プレート内の地震はどこの場所の直下でも発生する可能性があるとしてされている。「30年以内 70%」の発生確率は、南関東地域全体について評価されたものであり、想定地震のいずれかが 70%の確率で発生することを示すものではない点に注意が必要である。	想定地震		区分	5強以下	6弱	6強	7	都心南部直下地震	M7.3	東京都	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%	新宿区	0.0%	93.0%	7.0%	0.0%	多摩東部直下地震	M7.3	東京都	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%	新宿区	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%	想定地震		30年以内の発生確率	都心南部直下地震	M7.3	70%（※）	多摩東部直下地震	【都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による地震動（震度別面積率）】 （東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」 （令和4年5月）） <table><tr><th colspan="2">想定地震</th><th>区分</th><th>5強以下</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr><tr><td rowspan="2">都心南部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>東京都</td><td>41.7%</td><td>34.9%</td><td>22.6%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>新宿区</td><td>0.0%</td><td>93.0%</td><td>7.0%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td rowspan="2">多摩東部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>東京都</td><td>22.9%</td><td>48.2%</td><td>28.8%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>新宿区</td><td>0.0%</td><td>94.7%</td><td>5.3%</td><td>0.0%</td></tr></table>	想定地震		区分	5強以下	6弱	6強	7	都心南部直下地震	M7.3	東京都	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%	新宿区	0.0%	93.0%	7.0%	0.0%	多摩東部直下地震	M7.3	東京都	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%	新宿区	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%
想定地震		区分	5強以下	6弱	6強	7																																																																				
都心南部直下地震	M7.3	東京都	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%																																																																				
		新宿区	0.0%	93.0%	7.0%	0.0%																																																																				
多摩東部直下地震	M7.3	東京都	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%																																																																				
		新宿区	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%																																																																				
想定地震		30年以内の発生確率																																																																								
都心南部直下地震	M7.3	70%（※）																																																																								
多摩東部直下地震																																																																										
想定地震		区分	5強以下	6弱	6強	7																																																																				
都心南部直下地震	M7.3	東京都	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%																																																																				
		新宿区	0.0%	93.0%	7.0%	0.0%																																																																				
多摩東部直下地震	M7.3	東京都	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%																																																																				
		新宿区	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%																																																																				

No.	変更理由	項目	ページ	計画面 (変更後)	原案 (変更前)
2	パブリック・コメント意見 「区の責務」に関する記載がないことについて意見があったため修正	第2編 震災対策計画	P25	第1部 施策ごとの具体的計画 第1章 区、区民及び事業者の基本的責務と役割 2 区の基本的責務 (1) 区長は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。 (2) 区長は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (3) 区長は、平常時から、国、都及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア及び防災関係機関等との連携・協力に努めなければならない。 3 区民の基本的責務 (略) 4 事業者の基本的責務 (略)	第1部 施策ごとの具体的計画 第1章 区及び事業者の基本的責務と役割 2 区民の基本的責務 (略) 3 事業者の基本的責務 (略)
3	パブリック・コメント意見 「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」に関する記載について国民保護との関係が不明確との意見があったため修正	第2編 震災対策計画	P188	「1-8 全国瞬時警報システム」 国は、平成19年2月より、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用を開始し、気象庁から送信される気象関係情報(緊急地震速報、大津波警報など)や、内閣官房から送信される国民保護※のための有事関係情報(弾道ミサイル情報など)を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動で起動させ、住民に瞬時に伝達することとしている。 区は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、区民に地震や津波警報等の情報、弾道ミサイル情報等を伝達する。 ※ 国民保護については、「第4編 大規模事故等対策計画 第1部 第1章 計画の前提」(P.459)を参照。	

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	原案（変更前）
4	区自主修正 No.3 の修正とあわせ修正	第 3 編 風水害対策計画	P418	削除	※全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。 消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみににおいて、情報番号に対応する、予め録音された放送内容の自動放送を行う。
5	区自主修正 No.3 の修正とあわせ修正	第 3 編 風水害対策計画	P430	6 全国瞬時警報システムの利用 区は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送信された地震や津波警報等の情報を活用する。	6 全国瞬時警報システムの利用 区は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)（※）から送信された地震や津波警報等の情報を活用する。 ※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。
6	区自主修正 No.3 の修正とあわせ修正	「第 4 編 大規模事故等対策計画」に関する意見	P459	なお、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定※1が行われた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号）（以下、「国民保護法※2」という。）に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。 区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。 ※ 1 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」又は「緊急対処事態」として認定すること。 ・武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態 ・武力攻撃予測事態…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 ・緊急対処事態…武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの ※ 2 国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。	なお、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定が行われた場合は国民保護法に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。 ※ 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。 区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	原案（変更前）
7	パブリック・コメント意見 CBRNE 災害時の東京消防庁の「特別な消防部隊」に関する詳細な記載がないことについて意見があったため修正	「第 4 編 大規模事故等対策計画」に関する意見	P476	2 部隊の運用等 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、災害の様相及び規模により特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。 また、東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるとき、 救助に関する高度な知識と専門技術を有し、特殊な装備を駆使用する特別救助隊、化学機動中隊及び消防救助機動部隊等の特別な消防部隊を運用し、あらゆる災害に対応する。	2 部隊の運用等 東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、災害の様相及び規模により特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。 また、東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるとき、特別な消防部隊を運用する。

※上表以外の主な修正事項

- (1) 数値等の時点修正
- (2) Twitter の表記修正（「X（旧 Twitter）」に改める）